

参 考 資 料

総合福祉センター利用者アンケート

世田谷区立総合福祉センター条例

世田谷区立総合福祉センター施設利用要綱

世田谷区立総合福祉センター施設の空き時間
利用に関する要綱

総合福祉センター利用者アンケート

*調査期間 1 月 17 日 (火) ~30 日 (月)

いつも、当センターをご利用いただき、ありがとうございます。

当センターでは、皆様のご意見をお伺いして、より一層ご満足いただけるサービスを提供するため、アンケート調査を実施しております。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。なお、アンケート結果は後日館内に掲示いたします。

総合福祉センター所長 齋藤 幸夫

1. 本日の利用曜日

・月曜日 ・火曜日 ・水曜日 ・木曜日 ・金曜日 ・土曜日 ・日曜日

2. お住まいの地域はどちらですか？

(※裏面の表をご確認いただき、お住まいの地域をご確認ください)

①世田谷 ②北沢 ③玉川 ④ 砧 ⑤烏山 ⑥区外

3. 来所の目的は何ですか？

①相談 ②診察 ③訓練 ④その他 ()

4. 当センターの利用頻度はどのくらいですか？

①初めて ②ほぼ毎週 ③月に数回 ④年に数回

5. 受付案内の職員の対応はいかがでしたか？

①とても良い ②良い ③ふつう ④やや悪い ⑤悪い

(その理由:)

6. 担当職員の対応はいかがでしたか？

①とても良い ②良い ③ふつう ④やや悪い ⑤悪い

(その理由:)

7. 利用してみていかがでしたか？

①大変満足 ②満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤不満

(その理由:)

8. 自由意見 (ご意見などありましたら下記にご記入願います。)

◆お帰りの際に、1 階回収箱又は職員にお渡しください。ご協力ありがとうございました。

平成28年度利用者アンケート(集計結果)

(総合福祉センター利用者サービス満足度調査)

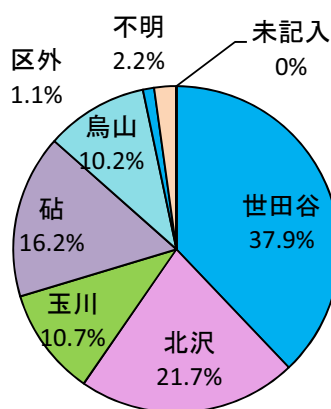
実施日 平成29年1月17日(火)～1月30日(月)
 対象者 当センター来所者
 実施方法 来所時にアンケート用紙配布、所内に設置の回収箱で回収
 実施場所 世田谷区立総合福祉センター
 回収数 364件 回収率 77.1%

1 利用曜日

月	火	水	木	金	土	日	計
52	105	68	57	59	12	11	364

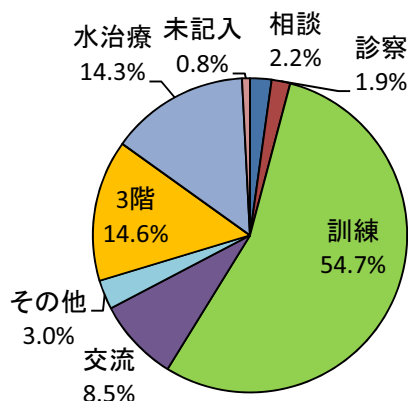
2 お住まいの地域はどちらですか

地域	人数	割合(%)
世田谷	138	37.9
北沢	79	21.7
玉川	39	10.7
砧	59	16.2
烏山	37	10.2
区外	4	1.1
不明	8	2.2
未記入	0	0
計	364	100.0



3 来所の目的は何ですか

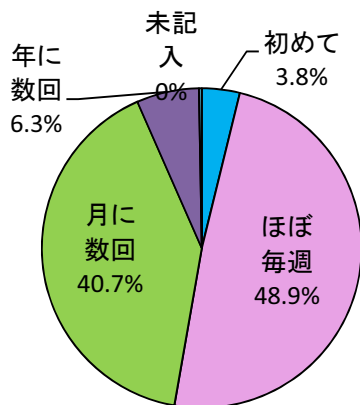
	相談	診察	訓練	交流	その他	3階	水治療	未記入	計	割合(%)
児童	1	7	150		7			1	166	45.6
成人	7	0	49		4			1	61	16.8
交流				31				0	31	8.5
施設						53	52	1	106	29.1
計	8	7	199	31	11	53	52	3	364	100.0
割合(%)	2.2	1.9	54.7	8.5	3.0	14.6	14.3	0.8	100.0	



来所の目的は、訓練が6割、部屋の団体利用と水治療法室の利用が3割だった。

4 当センターの利用頻度はどのくらいですか

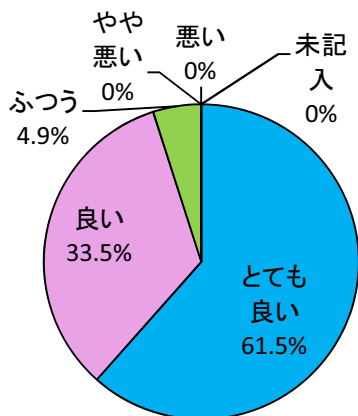
	初めて	ほぼ毎週	月に数回	年に数回	未記入	計
人数	14	178	148	23	1	364
割合(%)	3.8	48.9	40.7	6.3	0.3	100



ほぼ毎週が49%と半数を占め、月に数回が41%で、利用者の9割の方が定期的に利用している。

5 受付案内の職員の対応はいかがでしたか

	とても良い	良い	ふつう	やや悪い	悪い	未記入	計
人数	224	122	18	0	0	0	364
割合(%)	61.5	33.5	4.9	0.0	0.0	0.0	100



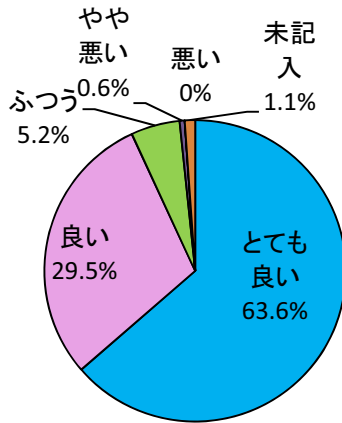
とても良い、良いと回答した方が95%だった。

【主な理由】

- ・いつも笑顔で挨拶、声かけをしてくれて嬉しい。
- ・親切、丁寧で対応が早い。
- ・いつも声をかけて下さって、困った時などいつも助けてくれます。

6 本日の職員の対応はいかがでしたか

	とても良い	良い	ふつう	やや悪い	悪い	未記入	計
人数	231	107	19	2	0	5	364
割合(%)	63.6	29.5	5.2	0.6	0.0	1.1	100



とても良い、良いを合わせて93%だった。

【主な理由】

(児童)

- ・療育、対応、親への指導が丁寧、適切、親身で とても良く、安心。優しい。
- ・子どもが楽しみに来ている。

(成人)

- ・指導、説明が丁寧。

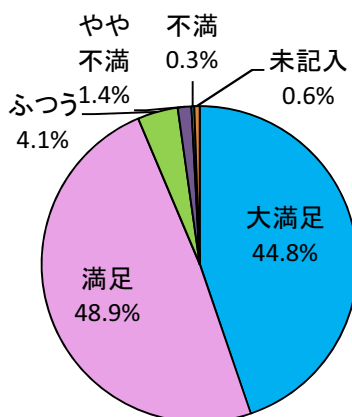
(施設)

- ・種々の困り事等、親身に対応して頂きありがたいです。
- ・もう少し失語症の症状を知ってほしい。

7 利用してみていかがでしたか

	大満足	満足	ふつう	やや不満	不満	未記入	計
人数	162	177	15	5	1	4	364
割合(%)	44.8	48.9	4.1	1.4	0.3	0.6	100

やや不満の理由・・・ プールの水温が低い時があり寒い。
机、椅子などが傷んでいる。



大変満足、満足を合わせて93.7%だった。

【主な理由】

(児童)

- ・子どもの成長が良い方向に向かっている。
- ・相談できたり、専門的なアドバイスがもらえ心強い。

(成人)

- ・リハビリ等、効果がある。
- ・職員の対応が親切で優しい。

(施設)

- ・無料の上に、施設等整っている。
- ・水治療室は、日本中探しても他にないほど良いと思います。

自由意見(抜粋)

【児童】

- ・半日でも良いので療育や訓練などのこの為の預かり保育のような所があると良い。
- ・子どもがここに来るのを楽しみにしています。ただ、お昼ごはんに子ども用のお子様ランチや手軽に食べられるパンなどがあればもっといいと思います。
- ・センターの利用終了後に継続して通える機関があると安心です。
- ・週末も療育があればうれしいです
- ・こちらは最大で週1回の療育しか受けられないとの事なので、週2回くらい同じ流れで訓練を受けられるようになると大変助かります。
- ・スタートして1ヵ月です。検査の時から話をじっくり聞いてもらい、精神的に助けられました。スタートしてから忙しいですがなるべく質問させてもらいたいです。
- ・希望の曜日を選べるようにしていただけたら助かります。
- ・毎週、子供がどんなふうにごろごしていただけたかとか少し帰りの際おしえてほしい。
- ・センターのいろいろな事情はあると思いますが、療育が必要なのに受けられなくなることに不安しかありません。
- ・様々な機関などもご紹介いただき大変に有難く思っております。
- ・子どものできる事、できないことが良くわかり、家での関わり方の参考になります。
- ・療育をしてみて、本人に自信ができました。色んなことにチャレンジするようになりました。
- ・子どもがこちらに通うことを楽しく感じて、楽しみながら発達に良い影響があれば良いと思う。
- ・週1回の療育に通わせていただけています。息子は幼稚園よりも療育が好きようです。
- ・初めての利用でしたが、生き生きと遊んでいた子どもを見て、安心しましたし、とても嬉しかったです。私もとても勉強になりました。子どもの新たな意思面も見れました。
- ・おかげさまで筋力の弱い我が子ですが、やっと自立歩行ができるようになりました、本当にありがとうございます。次の課題に向けてこれからもぜひお世話になりたいと思っております。
- ・こちらの療育に3時間通わせて頂き、大変ありがたかったです。私も勉強になりました。
- ・就学に向け先生やお友達とのかかわりが見え大変参考になっております。

【成人】

- ・3月で通所して1年になります。残りの1年でどこまで状態が良くなるか不安、期間が過ぎても利用できるよう望みます。
- ・全てにおいて満足です。
- ・体を動かすと少し元気が出ます。太ったのが少し心配。血圧も上がった。
- ・もっと長く利用したい。
- ・家から遠い。
- ・入口から誰でも入れるので、セキュリティがやや不安。

【施設利用】

- ・膝痛のため水治療はとても良く、休んでしまうととてもつらいです。
- ・健康の為プールを使用させていただいています。プールがなくならなくて良かったです。
- ・2週1回で、皆さまと話しながら、水中歩行すると、ストレス解消と運動機能維持になります。
- ・週1の水治療で、足も軽くなるので、これからも続けて、いつまでも元気で歩けるようにしたい。
- ・足腰の手術をしてリハビリをしていますので助かります。
- ・更衣室の床はいつも乾いていて、脱衣で濡れないで済み、とても助かっています。
- ・外の着替えをするベットの寒い。
- ・シャワーの水温がすぐ下がってしまい寒いです。
- ・手足を伸ばす程度の水泳(泳ぐ)ことは出来ないでしょうか！
- ・けやきネット登録団体です。いつも親切に対応していただき活動しやすいです。
- ・このセンターを今後も使用していきたいのでぜひ存続をお願いします。
- ・水治療法室は残してくださるそうですが、3Fの印刷室や会議室も、ずっと使えるようにして下さい。
- ・この明るく親切な空気を、これからも続けてください。
- ・2Fの訓練スペースも利用できるようにして下さい。
- ・もっと会議室(研修室含め)を増やして欲しい。予約が取れない事が多くなっている。
- ・視覚障害の人たちの集まりなので階段に気を遣い、靴の脱ぎ等に苦心しています。

【交流事業】

- ・大変親切で良いです。
- ・女性の職員が多いので、育児等含めての仕事環境の見本になって頂きたい。
- ・スマホの使い方もしてほしい。

世田谷区立総合福祉センター条例

(昭和63年11月15日条例第36号)

改正 平成12年 3 月13日条例第38号 平成15年 3 月13日条例第15号
平成17年 9 月29日条例第54号 平成18年 3 月14日条例第21号
平成18年 9 月30日条例第59号 平成24年 3 月 6 日条例第 1 号
平成25年 3 月 5 日条例第11号

(目 的)

第 1 条 心身に障害を有する区民（以下「障害者」という。）の福祉の増進を図るため、東京都世田谷区松原六丁目41番 7 号に、世田谷区立総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を設置する。

(休業日及び利用時間)

第 2 条 総合福祉センターの休業日及び利用時間は、規則で定める。

追加〔平成17年条例54号〕

(事 業)

第 3 条 総合福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害についての相談に関すること。
- (2) 障害者に対する指導・訓練（次号及び第 4 号に掲げる事業に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。
- (5) 訪問指導に関すること。
- (6) 障害者の交流に関すること。
- (7) 障害に関する研修又は研究に関すること。
- (8) 障害者及びその保護者並びに主にこれらの者により構成される団体の活動を援助するための総合福祉センター内各施設の提供に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。

一部改正〔平成15年条例15号・17年54号・18年21号・59号・24年 1 号・25年11号〕

(利用することができる障害者の範囲)

第 4 条 総合福祉センターを利用することができる障害者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。ただし、第 1 号に掲げる事業については、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる事業 区内に住所を有する者
- (2) 前条第 3 号に掲げる事業 児童福祉法第21条の 5 の 5 第 1 項の規定による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（児童福祉法第21条の 5 の 4 第 1 項第 1 号に規定する場合に限る。）を支給する旨の決定（児童発達支援に係るものに限る。）に係る障害児
- (3) 前条第 4 号に掲げる事業 法第19条第 1 項の規定による訓練等給付費又は特例訓練等給付費

(法第30条第1項第1号に規定する場合に限る。)を支給する旨の決定(自立訓練に係るものに限る。)を受けた障害者

全部改正〔平成15年条例15号〕、一部改正〔平成17年条例54号・18年21号・59号・24年1号・25年11号〕

(利用手続)

第5条 総合福祉センターを利用しようとするものは、区長が別に定めるところに従い利用の申請をしなければならない。

一部改正〔平成15年条例15号・17年54号・18年21号・24年1号〕

(利用の拒否)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、総合福祉センターの利用を拒否することができる。

全部改正〔平成15年条例15号〕、一部改正〔平成17年条例54号〕

(利用の条件)

第7条 区長は、利用の承認に際し、条件を付けることができる。

一部改正〔平成17年条例54号〕

(使用料)

第8条 総合福祉センターの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1号、第2号及び第5号から第9号までに掲げる事業 無料

(2) 第3条第3号に掲げる事業 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 第3条第4号に掲げる事業 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 総合福祉センターにおいて、児童発達支援を受けた障害児若しくはその保護者又は自立訓練を受けた障害者は、前項第2号又は第3号に定める額の使用料を、指定された期日までに、納付しなければならない。

全部改正〔平成15年条例15号〕、一部改正〔平成17年条例54号・18年21号・59号・24年1号・25年11号〕

(損害賠償)

第9条 総合福祉センターの施設又は設備をき損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成17年条例54号〕

(指定管理者による管理)

第10条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に総合福祉センターの管理を行わせるものとする。

追加〔平成17年条例54号〕

(指定管理者の指定の手続)

第11条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合福祉センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 総合福祉センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 総合福祉センターの効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 総合福祉センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

追加〔平成17年条例54号〕

(指定管理者の業務等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に規定する事業に関する業務

(2) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合福祉センターの適正な管理を行わなければならない。

追加〔平成17年条例54号〕

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成12年条例38号・17年54号〕

付 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月13日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、世田谷区立心身障害者福祉作業所又は世田谷区立総合福祉センター」を「又は世田谷区立心身障害者福祉作業所」に改める。

附 則（平成15年3月13日条例第15号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第9条の規定により管理を委託している世田谷区立総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立総合福祉センター条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定により、区長が総合福祉センターに係る指定管理者（新条例第10条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた総合福祉センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、総合福祉センターの管理を受託している者から新条例第11条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、総合福祉センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が総合福祉センターの設置の目的を効果的に達成することができると認められた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成18年3月14日条例第21号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第8条の規定は、平成18年4月1日以後の利用について適用する。

附 則（平成18年9月30日条例第59号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日条例第1号）

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 施行日前に、この条例による改正前の世田谷区立総合福祉センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により施行日以後の利用（旧条例第3条第3号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者は、この条例による改正後の世田谷区立総合福祉センター条例（以下「新条例」という。）の規定により利用（新条例第3条第4号に掲げる事業に限る。）の承認を受けた者とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、施行日以後の利用（新条例第3条第3号に掲げる事業に限る。）の申請その他の手続は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年3月5日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定（「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

世田谷区立総合福祉センター施設利用要綱

平成元年4月1日施行

改正 平成25年2月28日24世障施第2246号

1. 目的

この要綱は、世田谷区立総合福祉センター（以下「センター」という。）の各施設を区民の利用に供するため、世田谷区立総合福祉センター条例及び世田谷区立総合福祉センター条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2. 利用施設及び利用対象者

利用対象施設及び利用対象者は、次のとおりとする。

室名	定員	対象者	
3階	研修室	100名	研修等を目的とする区民障害者団体
	和室	30名	会議等を目的とする区民障害者団体
	共同作業室	20名	会議・作業等を目的とする区民障害者団体
	共同会議室	30名	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会加盟団体 会議等を目的とする区民障害者団体
	印刷室		印刷機器の利用を目的とする区民団体
	図書コーナー		利用を希望する区民
地階	水治療法室	15名	身体等が不自由で利用を希望する区民・区民団体

3. 利用時間

(1) 各施設の利用時間は、次のとおりとする。

階別	室名	利用時間	
3階	研修室	9：00～12：00	(注1) 日曜日の利用時間は、21：00 までとする。 (注2) 原則として2単位まで時間帯 を続けて利用できる。
	和室	13：00～17：00	
	共同作業室	18：00～22：00	
地階	水治療法室	月、火、水、金、日	土
		9：30～11：30	9：30～11：00
		13：00～14：30	11：15～12：45
		14：50～16：20	13：00～14：30
		16：40～18：10	14：50～16：20
		18：30～20：00	16：40～18：10 18：30～20：00

- (2) 共同会議室の利用は、随時（会議等を目的とする区民障害者団体の利用は、月曜日のみとする。）とし、利用に当たっては利用者が「共同会議室利用簿」（第3号様式）及び「共同会議室処理簿」（第4号様式）に必要事項を記入しなければならない。
- (3) 印刷室は、センター開館時間内で原則2時間を限度とする。
- (4) 図書コーナーは、区民の自由閲覧とする。

4. 利用目的

- (1) 研修、会議等とは、障害と障害者に関する研修・研究、会議を目的とする集会、会合及び障害者による集会、会合とする。
ただし、運動及び過度な騒音・振動を伴う場合は、対象としない。
- (2) 和室の利用にあたっては、身体を動かすことを中心とする集会及び会合は対象としない。

5. 利用方法

- (1) 利用希望団体又は利用希望者はあらかじめセンターに登録しなければならない。
センターへの登録は、次の条件を満たす場合に限るものとする。
 - ①団体登録は、障害者及びその保護者並びに主にこれらの者により構成され、かつ、構成員の総数が5名以上である団体（以下「障害者団体」という。）であること。
 - ②水治療法室利用の団体登録は、身体等が不自由な者で構成され、かつ、構成員が5名以上の団体（以下「一般団体」という。）であること。
 - ③水治療法室利用の個人登録は、障害者及び身体等が不自由な者であること。
- (2) センターは、登録団体及び登録者に対し、登録票（第1号様式）を交付する。
団体登録に際しては、障害者団体と一般団体を、個人登録に際しては、障害者とその他の利用者とをそれぞれ区分をする。
登録に際しては、登録台帳（第2号様式）に必要事項を記録する。
- (3) 施設の利用に際しては、必ず、予約しなければならない。
ただし、予約の方法については、利用を希望する者の利用申請内容が確認できれば、電話・ファックス等のような手段であっても差し支えないこととする。
- (4) 申込みは、区の利用については利用日の属する月の1年前の1日から、障害者及び障害者団体の利用については4ヶ月前の1日から、その他の利用者及び一般団体の利用については2ヶ月前の1日から、受け付けることとする。
ただし、1日が①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日③1月1日に該当する場合には、翌日以降の日を受付日に適宜指定する。
- (5) 利用希望者は、利用する以前に、規則第4条に規定する世田谷区立総合福祉センター利用申請書を提出するとともに、登録票を提示しなければならない。
- (6) 前項の利用が承認された場合には、利用希望者は、規則第5条第1項に規定する世田谷区立総

合福祉センター利用承認書を受領するとともに、利用に際しては、必ず提示しなければならない。

- (7) 水治療法室以外の利用施設については、利用前にセンター受付に利用承認書を提示して、その施設の鍵を受け取り、利用後は、室内を点検し、施設の施錠をした後、鍵をセンター受付に返還するとともに、使用完了報告書を提出しなければならない。

なお、水治療法室の鍵は、監視員により管理し、室の開閉は監視員により行う。

6. 利用の条件

センター内の各施設の利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用は、原則として週1回を限度とする。
- (2) 各施設の利用に際しては、利用時間の中で、利用者が利用前の準備から利用後の整理、原状回復まで行うこと。
- (3) 水治療法室の利用者は、利用時間の中で、利用前の脱衣から利用後の着衣まで行うこと。
- (4) 水治療法室利用者は、必ず水泳帽を着用すること。

なお、水治療法室利用者で、介助の必要な利用者及び6歳以下の乳幼児は、必ず、介助者又は保護者等水中において利用者の安全を確保できる者とともに利用する。また、乳幼児については特に許可を得た者以外は、自己の意思で排せつ行為ができる（おむつの取れている）ものに限る。

7. 利用の不承認

次の各号の一に該当するとき、区長は利用を承認しないことができる。

- (1) 利用目的が適当でないとき。
- (2) 災害その他により、施設が利用できないとき。
- (3) 前2項のほか、利用が適当でないと認められるとき。

8. 利用の取り消し

次の各号の一に該当するとき、区長は利用を取り消し、制限し、または、停止することができる。

- (1) 利用目的に反するとき。
- (2) 災害その他により、施設が利用できないとき。
- (3) 前2項のほか、利用が適当でないと認められるとき。

9. 事故等の処理方法

事故等緊急の際には、直ちに、センターの職員、または管理受託会社の当直員に連絡することとする。

なお、水治療法室においては、監視員に直ちに連絡するとともに、センターの職員または管理受託会社の当直員に連絡することとする。

10. 利 用 料

利用料は無料とする。

11. そ の 他

この要綱に規定のない事項については、その都度、センターと協議することとする。

附 則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年8月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成18年11月13日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、改正後の共同会議室の利用については、平成19年1月1日以降の利用分から適用する。

附 則（平成25年2月28日24世障施第2246号）

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

世田谷区立総合福祉センター施設の空き時間利用に関する要綱

平成12年12月18日施行

世保福調発第517号

改正 平成25年2月18日24世障施第2132号 平成27年5月14日27世障施第285号

平成27年11月27日27世障施第1567号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第238条の4第7項及び世田谷区行政財産使用料条例の規定に基づき、世田谷区立総合福祉センター（以下「センター」という。）施設の一部を空き時間等に一般区民団体の利用に供するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この要綱に基づき、施設を利用させる者は、構成員の2分の1以上が区内に住所を有し、かつ、構成員の総数が5名以上である団体で世田谷区公共施設利用案内システムの団体登録（以下「利用者登録」という。）をした団体とする。

(利用の条件)

第3条 この要綱に基づき、施設を利用させる場合の条件は、次に掲げる事項とする。

- ① 利用目的は、一般区民団体による会議、集会又は会合とし、運動及び過度な騒音・振動を伴う場合は対象としない。
- ② 和室の利用にあたっては、身体を動かすことを中心とする集会及び会合は対象としない。
- ③ 利用は、原則として週1回を限度とする。
- ④ 利用は、原則として午前・午後・夜間の2単位まで連続して利用できるものとする。

(利用対象施設及び使用料)

第4条 利用対象施設及び使用料は、次のとおりとする。

	9時～12時	13時～17時	18時～22時（日曜日は18時～21時）
和室	300円	300円	300円（300円）
研修室	2,280円	3,120円	3,120円（2,280円）

(使用の仮予約)

第5条 施設を使用しようとする団体には、口頭又は電話・ファックスで、利用者登録番号、代表者名、使用希望施設名、使用希望日時を申し出させ、施設使用の仮予約をさせるものとする。

2 前項の仮予約の受付は、使用日の属する月の2カ月前の初日からとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、初日が土曜日・日曜日・祝日等の休日の場合は、翌日以降を受付の初日とする。

3 第1項の仮予約は、申請の順序によるものとする。

(申請及び許可)

第6条 前条に規定する仮予約をした団体には、施設を使用する前に、センター利用申請書により区長に使用許可申請をさせ、許可を受けさせなければならない。

2 区長は、使用の許可をしたときは、センター利用承認書を交付するものとする。

3 使用許可を受けた団体が、使用を取り消すときは、その旨を区長に連絡させるとともに、利用承認書を区長に返還させなければならない。

(許可の基準)

第7条 次に掲げる場合においては、区長は前項の許可をしてはならない。

- ① 政治・宗教・営利を目的とするとき。
- ② 秩序を乱すおそれがあるとき。
- ③ 管理上支障があるとき。

2 前項のほか、区長は、許可申請をした者がこれまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは許可をしないものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- ① 正当な利用がなく、使用許可を受けた施設を使用しなかったとき。
- ② 使用料を納付していないとき。
- ③ 前2号のほか、この要綱の規定に著しく違反したと認められるとき。

(使用の取消し等)

第8条 区長は、利用者が許可条件に違反したと認めるときは使用許可を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止させるものとする。

(遵守事項)

第9条 使用許可を受けた団体には、地方自治法、世田谷区行政財産使用料条例、世田谷区公有財産管理規則その他の行政財産の目的外使用許可に係る規定のほか、センター使用に際し次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

- ① 使用に際しては、センター受付に利用承認書を提示し、その施設の鍵を受け取り、使用後は、施設の施錠をした後、鍵をセンター受付に返還すること。
- ② 使用許可を受けた時間内に施設使用を終了し、原状回復のうえ退室すること。
- ③ 使用終了後は、使用完了報告書をセンター受付に提出すること。
- ④ 係員の指示に従うこと。

(使用料の支払い)

第10条 施設使用料の支払いは、使用実績に基づき、定められた期日に、団体の指定する口座から振替によって行わせるものとする。

2 前項の口座振替ができない者の使用料の支払いは、納付書によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定のない事項については、その都度、センターと協議することとする。

附 則 (平成12年12月18日世保福調発第517号)

1. この要綱は平成13年2月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条の規定は平成13年4月1日以降の利用分から適用する。

附 則 (平成18年11月10日18世障施第870号)

この要綱は平成18年11月13日から施行する。

附 則 (平成20年6月26日20世障施第468号)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月18日24世障施第2132号)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月14日27世障施第285号)

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則 (平成27年11月27日27世障施第1567号)

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。